

第3次総合計画の策定に向けた基本的考え方（案）

令和7年7月
名 寄 市

第3次総合計画の策定に向けた本市の基本的な考え方は、次のとおりであり、今後、名寄市総合計画審議会での議論も踏まえ、「第3次総合計画策定方針」として、決定する。

記

1 計画策定の趣旨

本市は、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、経済の停滞、自然災害に対する市民意識の高揚、広域連携や地方創生の推進など大きく変化する社会情勢に的確に対応していくため、平成29年3月に「名寄市総合計画（第2次）」を策定し、「自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市・名寄」の実現を目指して、まちづくりを進めてきているが、計画期間が令和8年度をもって終了する。

また、本市においては、市民主体のまちづくりの実現を目的とした「名寄市自治基本条例」において、行政運営の基本の一つとして総合計画の策定を義務付けているところである。

地方自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の一層の進展による、地域のくらしや経済を支える担い手の不足、気候変動に起因する自然災害の頻発・激甚化、デジタルトランスフォーメーションの進展、脱炭素・循環型社会実現に向けた機運の高まり、働き方や人々の価値観・ライフスタイルの変化など大きく変革しつつある。

このような中、これからも誰もが住み続けたいと思えるまちを築き、次の世代へ引き継いでいけるよう、持続可能なまちづくりを目指し、新たなまちの将来像や目標を定め、その実現に向けて、市民と市が連携し、力を合わせながら進めていくための行動指針として第3次総合計画を策定する。

2 計画策定の基本的考え方

（1）今後のまちづくりに当たっての課題の整理

人口や人口構造の将来変化、今後の財政状況などまちづくりに当たっての基礎データを基に、政策分野ごとの現状分析を行い、今後の課題を明確にしたうえで、求められる事項を検討し、計画策定を進める。

（2）まちづくりの基本理念等の設定

上記の課題に加えて市民や市職員からの意見も踏まえて、まちづくりを進める上での「基本理念」本市が目指すべき「将来像」計画推進に当たっての「基本目標」を定める。

（3）計画策定に当たっての基本姿勢

次の基本姿勢により、計画の策定を進める。

① 市民参加の促進

計画策定段階から積極的な情報発信や、計画づくりへの参画の場の確保に努め、市民と市が一体となって計画づくりを進める。

② 社会経済情勢の変化への対応

人口減少・高齢化の進展や地域経済の低迷、気候変動に起因する自然災害の頻発・激甚化、市民生活の多様化に伴う地域コミュニティのあり方、デジタル化や脱炭素化の加速など、社会経済情勢の変化を捉え、これからの時代に対応できる計画を目指す。

③ 地域資源の活用

本市が有する自然環境や、市立大学、市立総合病院をはじめ有形無形の地域資源を活かした計画を目指す。

④ わかりやすさと実効性の確保

総合計画は、市民と市の協働によるまちづくりの行動指針であるため、簡素でわかりやすい内容や表現に努め、市民にとってわかりやすい計画を目指す。

今後とも厳しい財政状況が見込まれる中、施策の選択と重点的な施策展開を図るとともに、目標や指標等を掲げ、各分野毎に推進する個別計画に連動させ、実効性のある計画を目指す。

3 計画の概要

(1) 名 称

第3次総合計画の名称を「名寄市総合計画（第3次）」とする。

(2) 構 成

総合計画は、社会経済の動向を展望しながら、将来に向けて本市が目指すまちの姿を示すものであるが、一方で、本市を取り巻く環境の変化にも的確に対応することが求められるものである。

今後も、総合計画に基づく市政運営を推進していくためには、安定性と実効性を併せ持つ総合計画とする必要があることから、名寄市総合計画（第3次）については、長期的な視点から本市が目指す都市像や目標等を明らかにする「基本構想」、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため中期的に具体的施策を定める「基本計画」、基本計画の施策を具現化するための事務事業を定め短期間で必要な見直しを行う「実施計画」の三層で構成する。

【基本構想】

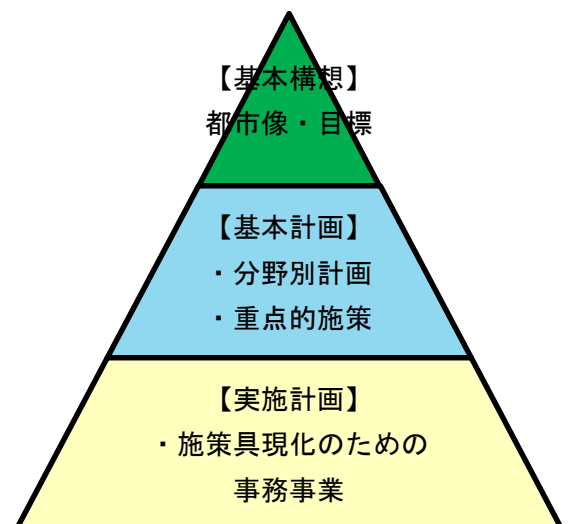
- ・ 本市が目指す都市像や目標等を設定

【基本計画】

- ・ 基本構想で示した目標ごとの具体的施策を設定
- ・ 従来の総合計画を踏襲する「分野別計画」に加え、人口減少や社会情勢の変化等へ対応するため、施策の選択と重点的な施策展開を図る観点から、計画期間中に重点的に取り組むべき施策を設定

【実施計画】

- ・ 施策を具現化するための必要な事務事業を設定



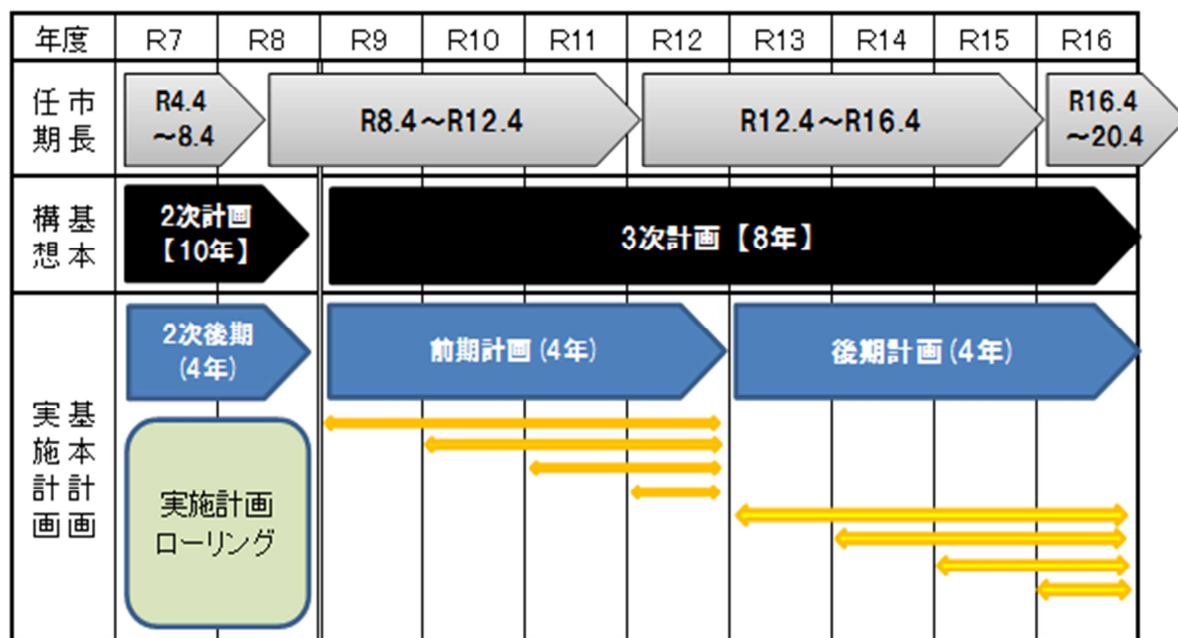
(3) 計画期間

基本構想は、長期的な視点から本市の都市像や目標等を明らかにするとともに、基本計画及び実施計画の基礎となるべきものであることから、長期とすることが適当と考えており、8年程度を基本とする。

基本計画及び実施計画については、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応する必要があり、また、市長の政策方針を基にした具体的な施策を示す必要がある。行政課題への的確な対処と市長公約をより明確に政策展開していくため、基本計画及び実施計画の期間を第2次総合計画と同様、市長任期と連動する4年間を基本とする。

名寄市総合計画（第3次）においては、市長任期と連動させるため、前期基本計画を4年間（2027年～2030年（令和9年～12年））、後期基本計画を4年間（2031年～2034年（令和13年～16年））とし、全体の計画期間を8年間（2027年～2034年（令和9～16年））とする。

【名寄市総合計画（第3次）期間】



(4) 計画の推進管理

施策及び事務事業の達成状況などを客観的に評価する行政評価制度による進捗管理を実施するとともに、社会経済情勢の変化への対応や行政評価の結果等を踏まえて行う総合計画実施計画ローリングにより、名寄市総合計画（第3次）の着実な推進を図る。

また、実施計画ローリングについては、毎年度、基本計画期間中の事務事業について実施する。

(5) 総合戦略との関係

名寄市総合計画（第3次）は市政運営における最上位計画であり、市政全般にわたる総合的な振興・発展を目的とするものである一方「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は人口減少抑制を主眼とし、特に取り組むべき施策を示すものであるが、名寄市総合計画（第3次）の基本計画に掲げる施策は、人口減少という市が直面する大きな課題に対する方向性や取組を示すものでもあることから、総合計画と総合戦略を一体とした計画とすることについて議論を行う。

4 策定方法

(1) 市民意見の反映

① 総合計画審議会

「名寄市総合計画審議会条例」に基づき、学識経験者・市内関係団体の代表者・公募委員により構成され、市長の諮問に応じて総合計画について審議し、市長に答申

② 関係団体との意見交換会・アウトリーチ

各団体における課題・意見を把握するため、アンケート調査・意見交換を実施

③ 市民アンケート

市民の施策への満足度や幸福度、重要と感じている分野・施策について把握するため、アンケート調査を実施

④ 市内小・中学生及び高校生・大学生からの意見聴取

次世代の意見を取り入れるため、学生へのアンケート調査・意見交換を実施

⑤ 市民と若手職員とのワークショップ

まちづくりに関して対話する機会を設け、基本理念や将来像など基本構想の礎となる考え方についての検討を目的とし、市民と若手職員を対象としてワークショップを実施

⑥ パブリック・コメント

基本構想・基本計画に対する市民意見の募集

(2) 関係市町村との役割分担・連携

士別市及び定住自立圏構成町村から、中心市である本市に望む機能等について意見聴取

(3) 全庁的な検討

① 総合計画庁内策定委員会

全庁的な体制により、総合計画案を作成

委員長：市長 副委員長：副市長、教育長 委員：各部局長及び次長

② 若手職員へのワークショップの開催

市民ワークショップに、ファシリテーターとして参画するため、総合計画についての構造・あり方や、ファシリテーターとしての議論の進め方について理解を深める

③ 職員アンケートの実施

本市の課長職以下などを対象に、職員からみた市の”強み”と”弱み”や、まちづくりの方向、分野ごとの地域課題等を把握する職員アンケート調査を実施し、業務や担当課を横断した施策提案の機会として活用する

(4) 市議会における審議

基本構想案及び基本計画案を議案として提出し、議会の審議及び議決を経て決定

5 策定スケジュール（予定）

令和7年	5月～7月	○ 名寄市総合計画（第2次）の総括・人口分析等基礎資料整理
	7月～10月	○ 関係団体へのアンケート・意見交換
	8月	○ 総合計画策定方針の決定
		○ 総合計画審議会への諮問
	8月～9月	○ 小中学生・高校生・大学生への意見聴取
	9月～11月	○ 市民アンケート
	9月～12月	○ 市民と若手職員とのワークショップ
令和8年	3月	○ 市議会への中間報告（基本構想について）
	7月	○ パブリック・コメントの実施
		○ 総合計画（素案）の作成
	8月	○ 総合計画策定審議会から答申

- 上記の過程を経て、市議会へ総合計画（案）を提案、令和8年9月（3定）にて審議